

第三十二回 参議院文教委員会會議録第十号

(一二四)

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)午後一時三十九分開会

委員の異動  
本日委員吉江勝保君辞任につき、その補欠として左藤義詮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 相馬 助治君  
理事 後藤 義隆君  
中野 文門君  
松永 忠二君  
竹下 豊次君

委員

大野木秀次郎君  
川村 松助君  
細木 亨弘君  
林屋亀次郎君  
坂本 昭君  
湯山 勇君

国務大臣

文部大臣 橋本 龍伍君

政府委員

文部大臣官房 齋藤 正君  
総務参事官 天城 勲君  
会計参事官 内藤豊三郎君  
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君  
文部省大学学術局長 福田 繁君  
文部省社会教育局長 清水 康平君  
文部省体育局長 清水 康平君

文部省調査局長 北岡 健二君  
文部省管理局長 小林 行雄君  
事務局側 常任委員 工業 英司君  
会専門員

本日の会議に付した案件  
○教育、文化及び学術に関する調査の件(昭和三十四年度文教関係予算に關する件)

○社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(相馬助治君) これより文教委員会を開会いたします。

委員に一部異動がありましたから、報告いたします。

本日、吉江勝保君が辞任され、補欠として、左藤義詮君が選任されました。

○委員長(相馬助治君) まず最初に、昭和三十四年度文教関係予算を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○坂本昭君 先般の委員会におきまして、大臣から、国家百年の大計を立てる意味において、義務教育あるいは社会教育あるいは科学技術振興について、種々検討を加え、これを推進していくという御決意のほどを伺った次第でございますが、日本の義務教育は確かに諸外国に比ばまして非常に充実してきていると、私たちもその点については同慶にたえないのでござい

す。ところが、最近、文部省で御調査になりました教育費の父兄負担について、その内容を点検しますと、父兄負担がどんどんふえてくる一方である、そういう調査がでてるようでございます。なるほど、政府では、減税をやったりいろいろと国民生活の安定をはかるために努力をしておられるのですけれども、この教育費の父兄負担がどんどんふえる一方であり、しかも、その反面、父兄の負担でない、つまり、子供に対する予算的な措置でなく、たとえば、校長に対する管理職の手当、あるいは教員長に対する給与、あるいは今度は校長さんに対する洋行の手当ですか、あるいは講習会の費用とか、こういうような面がどんどんふえておる。そうして一方においては、義務教育を行う場合の父兄負担の教育費がどんどんふえている。私は非常に矛盾であると思うのです。特に三十四年度の教育予算を立案するに際して、大臣としてこういう非常な矛盾に対してどういう基本的なお考えを持っておられるか、まず、その点を承わりたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) 教育費の父兄負担は、ぜひ減らして参らなければならぬと思っております。その場合におきまして、文部省も従来骨折して参り、今回もこの予算の中で非常に力を入れて参りましたのは、本来公費として国など地方自治体なりで負担をすべきものを父兄が負担をされておるといふ部分をぜひ減らさなければなりませんので、その点に重点を置いてやって参ったわけでありまして、公費として国、地方団体が当然負担し切るべきもので、父兄負担になっておりますものを減らすのはもとよりただいま申し上げた通りであります。そのほかにも、父兄が当然家計費の一つとして見ていくべき教育費の部分につきましても、これは父兄の負担というものがむやみにふえないようにいろいろな面で施策して参らなければならぬと考えております。ただし、当面の問題といたしましては、予算的措置は、公費に属する部分で、父兄負担の部分なるべく急速にゼロにしていかねばならぬ、それを考えておるわけでありまして、そのほか、ただいま御指摘になりました管理職手当の問題等は、それぞれこれは必要がありまして計上いたしたわけでありまして、いろいろ御意見はあると思いますが、やはり当面の予算といたしましては、いろいろな面について必要を充足しつつ公費に属する父兄負担分の解消というものを第一に急速にやっていくという方向で今回の予算の編成をいたしました次第でございます。

○坂本昭君 どうも大臣の必要と国民多数の必要とだいたいぶねらい点が違うような感じがするのであります。文部省で調べられた父兄負担の教育費の調査について、具体的に政府委員から説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(北岡健二君) 父兄負担の教育費につきましては昭和二十七年から続けてやっておりますが、大きな項目を大体学校へ納める金と家庭における教育費というふうに二つに分けて、そうしてその学校教育費を、またさらに、直接教育に使われるものと間接に使われるものというふうな区別をいたしております。昭和三十三年度の調査によりますと、小学校を例にとりますと、学校教育費が、直接、間接を合せまして七千八百円、家庭教育費が三千九百円程度でございまして、合せまして一万一千八百三十円というふうな数字になっております。これを前年度に比べてどういうふうなふうなにかと申しますと、今の小学校の例につきまして、昭和二十七年を一〇〇とする指数で総額で見ますと、昭和二十七年は一〇〇に対して昭和三十三年度は一六〇に相なります。これを分けて見まして、学校教育費の指数で見ますと、昭和二十七年は一〇〇に対して昭和三十三年度は一四七になります。家庭教育費の方は、昭和二十七年は一九一に対して昭和三十三年度は二二二になります。この間に一般に国民の所得の指数も増加しておりますので、約五〇%程度の増加を見ております。一般に生活の条件が豊かになったというふうな点がこれで見られるわけでございます。そういう生活の豊かな一般的な傾向の方から考えますと、例のエンゲル係数というふうな観点がありまますように、比較的文化あるいは教養というふうな面における経費の割合が増加していくのが常でございまして、そうして、学校教育費の指

数の増加に比べて家庭教育費の指数が増加しておると、こういう現象が見られるわけでございます。学校教育費の増減を多少中身に分けて見ますと、学用品とか教材費等の増加が前年度に比べて一三・九%の程度であります。家庭教育費や補助学習費は六一・七%の増加、それから教養費は五四・九%の増加、こういうように、先ほど申し上げました指数の上で家庭教育費がふえておると同じように、学校へ持つて行きます経費の増加の割合に対して家庭における教育費あるいは教養関係の経費の増加というのがより顕著に見られるのでございます。なお、この小学校の場合に、給食費の増加がかなり顕著に見られておりますが、これは、調査対象がたまたま給食をやっておる学校の父兄に当たった場合があつたんじゃないかという点も考えますので、この点は直ちに全国的にこういう増加があつたというわけには参らないと思ひます。給食費等の増加がございまして、ごく大ざっぱに申しますと、大体そういうようございまして、ただこの調査は割合に数の少い人に当て一年間の記録を書いてもらいますので、小学校、中学校等それぞれ割り当てて、しかも住んでおる地域が全国の各標準にまたがるような配当をしておりまして、何分にも数が少いことと、一年間家庭において教育費の中身をこまかく書いてもらわなければならぬために、多少レベルの高い人のところで調査をしてもうといふふうなことがございまして、多少家庭教育費や教養費というふうなもの増加が高くなるような現象が出ておるかというふうな考えられる点がござ

います。大体以上でございます。  
○坂本昭君 どうも、ただいま主として小学生を対象とした教育費の調査を説明いただきまして、国民生活が安定した教養費が高まった、国民生活が安定してきたというふうな御説明で、小学校の義務教育について文化教養の問題は、これは私は二の次で、むしろ社会教育の面でそういう文化教養費が高まってきたというならばともかく、小学校の義務教育の場合、やはり給食費の問題とか、あるいは今度政府で提案されている学校安全会の医療費の問題、こういう義務教育の中において当然考えなければならぬもの、そういう面の負担の増、特に最近には要保護家庭並びに要保護家庭というものは決して減っていない。むしろ国民生活のアンバランスというものがだんだん差がついていっているもので、今のよう生活の比較的安定したものを対象として調査をやったことだけでは実際のことをつかむことは非常に困難ではないかと思ふ。むしろそういう点では、前に厚生大臣をしておられて、今度文部大臣になられた橋本文部大臣は国民皆保険あるいは皆年金というものを通じて、なるほど国民は仕合せになるかもしれないが、同時に国民の負担が非常にふえてくる。たとえば今の給食の問題にしても、あるいは学校安全会の問題にしても、子供たちが守られるかもしれないが、同時にその守られる以上に負担が非常にふえてくる、こういうことについては大臣として、厚生問題並びに文教問題一緒にして十分な検討をしていただきたいと思ふのであります。特に給食、医療の問題について今回の三十四年度にとられた予算措置に

ついて大臣の考えをもう一度お聞きしたいと思ひます。  
○国務大臣(橋本龍伍君) これはいろいろの御意見はあると思ひますが、給食の關係について申しますと、今回の予算では、予算総体といたしまして給食費の設置に要します費用は国でめんどろを見るという割合を多くいたしましたのに重点を置いておるわけでございます。給食それ自身の問題につきましては、グラントの減少等がございまして、国費で相当めんどろを見ながらある程度給食の父兄負担が上つていっているものであります。しかし、これも別に、今私実は手元に数字を持って参りませんでしたが、先ほど申しました当然公費として見るべきものの父兄負担分はできるだけ減少していくという意味において、教材費の負担でありまして、それ以外の点についてはできるだけ本来公費で見えるべきものの父兄負担分の減少という面でも相当の予算を計上をいたしまして、従ひまして給食費についての父兄負担分、つまりグラントの減少によります増加が多少ございまして、全体見合つてはやはり公費で見えるべきものの父兄負担分の減少という点で、父兄負担の減少をはかつて参つたつもりでございます。なお、ただいま御指摘のございました一般家計費の中で占めております教育費、ことに義務教育関係の教育費の推移について、特に低い貧乏な階級の人たちの父兄負担分がどう推移しているかということについても十分な調査等をして、関心を払うべきじゃないかということについてはもう御意見の通りでございます、これはやはりこれ

だけの資料を整備いたしますにも相当骨が折れておると思ひますが、なおもう少し一般化した数字にして検討をいたして参りたいと思ひます。現在のところでは、これも手をつけましてからこまめで参つたのに相当苦心があらうと思ひますが、ただいまお話のありましたように、どの辺の階層をつかんでみるとどういふふうになるとか、もっと低いところではどういふ推移をしているかということももう少し的確につかめるように努力はして参りたいと考えておりますが、今日のところでは教育費の調査につきましては、先般発表いたしましたものが文部省としては一番身を入れた調査でございまして、それが総体の父兄負担というものを上においてどういふふうなウエイトを占めるべきものであるか、それを的確につかむためにも調査の拡充の方向をどうなうに考えていたかどうかということにつきましては、なお十分に検討いたして参りたいと思ひます。  
○坂本昭君 とこで、大臣は、今の幾つかの父兄の負担の中で、将来たえば教材について重点を置いて、これについて国として義務教育に対する責任をもつていこうとするか、あるいは給食についてこの責任をもつていこうとするか、何かその辺について大臣のお考え、どこに一番のポイントを置くか、その点について御説明いただきたい。  
○国務大臣(橋本龍伍君) 当面の問題といたしましては、先ほど申し上げましたように、昭和三十三年の調査において、公費で本来負担すべき部分で、PTA会費、寄付金等の形で父兄

負担分になっているのが百八十億であつたかと思ひますが、その解消という点に当面重点を置いて参りたいと考えております。それと並んで、たとえば給食費の問題等についてできるだけ父兄の負担というものが重くならないように、内容は積極的の安くなるというよりも、内容の充実の問題がございまして、私はおのずから内容をよくしながら父兄の負担をあまりふえないようにできるだけ配慮を払つていくという点にせいでい力をいれたいことに相なるかもしませんが、ただいま申し上げましたように、当面は三十三年度実績で百八十億ばかり出ておりますPTA負担分の解消ということに力を入れる。それからそれに次いで給食費等の今後の増加というものを防いでいくという方向に力を入れていきたいと思ひます。  
○坂本昭君 PTA負担分の解消について最大の重点を注ぎたいという大臣の御決意でございまして、今度の三十四年度の予算折衝において、これは予算折衝をされた担当の方にお尋ねしたいのですけれども、大蔵省が十分な予算を組んでくれなかつた最大の根拠はどういう点でございまして、予算関係の担当の方から説明をいただきたいと思ひます。  
○政府委員(天城勲君) ちょっと御趣旨を聞き間違えるといけませんので、どういふ点について大蔵省が予算の計上に十分でなかつたという……全体でございまして、ちよつとお聞きしたいと思ひます。  
○坂本昭君 教材費について、あなたの方で単価を出して交渉されたと思ふのです。ところが、それが削られた

り、あるいはねられたりした、その場合のこちらの言い分と向うの言い分の一番大きな食い違いの点はどういうところに具体的にあったかという点です。

○政府委員(内務省三郎君) ただいま

大臣がお話しになりましたように、全般的に父兄負担を軽減しなげなれば、特に公費を持っておる父兄負担の分をいかにして軽減に充てるかという点が重点になるかと思うのです。中で公費を持っていくうち、私どもの資料によりますと、一つは施設の関係です。建物の関係について相当地方の負担、特に父兄の負担がございまして、この点につきましても、当初説明がありましたように、国庫負担で約二十億の増額になっております。その次が設備関係でございまして、いわゆる教材費とか……教材費につきましても私どもとしてはできるだけ教材費の国庫負担を増額したい、こういう趣旨で折衝いたしたわけでありまして、それからもう一つは給食費の問題もあるわけでございます。ですから、この教材費につきましても、何とか増額をいたしたいというので努力した結果、約二割の増で、三億程度でありました。この点は私ども非常に不満に思っておりますが、本来地方負担の分が相当ございまして、実は地方財政計画には、特に年度の交付税の算定基準におきまして、国庫負担が十七億五千万円に対して教材費を一億自治庁に計上していただいたのであります。それからいま一つ、人件費の関係があるわけですが、父兄が負担しておる人件費のうち一番大きなものは、これが一億八千万円に達しております。その関係の給食費を従来PTA等で負担し

ておりましたのを、本年は、今まで三十三年度までに交付税基準で九百人について一人、それを二人にすることにしまして約十二億、こういうことで、できるだけ公費を持っておる父兄の負担を軽減していきたい、こういう線で全体的に考慮したことでございます。

今お話しのように、全体的な父兄負担を軽減すると同時に、この要保護児童とか要保護児童等の低所得階層のものに対する措置をいたしたわけでございます。すでに御承知の通り、教科書、給食費については前からやっておりまして、本年、給食については一・五割を二割にして上げる。それから医療費については、昨年の学校保健法の措置を今年に完成して、さらに新しく本年は修学旅行の経費として七千八百万円を新たに国で負担することにいたしましたわけでございます。私どもとしては、全体的に父兄負担の軽減に資したい、しかし、どうしても無理な点については、要保護児童及び要保護児童だけでも完全に救って参りたい、こういう趣旨でございます。

○坂本昭君 実際の各地方の実情を

見ますと、学校建築については非常に父兄の負担が大きいので、ですから地域によつては、義務教育については、父兄が自分で建てた学校だということ、そういう意識が非常に強いところもあるのです。これはある点ではいいかもしれませんが、学校は少くとも義務教育をやっている学校は、建築でさえも父兄が相当な額を負担しなければならぬというところは、どうもおかしいと思うのです。そういう、今の百八十万円について具体的な内容が、おそらく皆さんの方

調査になっていっていると思いますので、次回このごまかい内容について、たとえ給食関係、教材関係、施設関係、そういうものを一つ資料としてお出しただきたいと思ひます。

それから給食のことについても一度伺いたのですが、この前の説明によりますと、小学校でも少いところでは七割程度、多いところでは九割程度実施されておる、非常にアンバランスが強いように思うのです。こういうような給食の実施について地域的な差が強いようでありまして、これについて、文部省として将来どういうふうな指導方針をされていくつもりであるか、まず大臣のお考えを聞き、それから担当の政府委員から御説明をいたしたい。

○国務大臣(橋本龍伍君) これは地域

的にいろいろな、大体が都会と農村地帯との差によつて大きく開いておりまして、これは御承知の通りであります。今後の問題といたしまして、ごく総合的なことを申し上げますならば、父兄の了解を得まして、なるべく給食の設備というものを一般化して参りたいというふうな現状に処してどういふ具体的な指導をいたして参りますかということにつきましても、事務当局の方からお話をいたさせたいと思ひます。

○坂本昭君 その前に、一体この給食

というものが義務教育の学校において教育の面においてどういふ価値があるか、大臣はどういうふうな認識しておられるか、池田元大蔵大臣は学校給食に対して否定的な考えを漏らしたことがありますけれども、厚生大臣の出身の文部大臣ですから、よもやそういう

点について御認識の間違いはないと思ひますけれども、大臣は一体この学校給食というものを対してどういふ教育上の効果評定をしておられるか、その点を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍伍君) これは本来

から申しますならば、学校給食というものは、教育上の効果ということだけを考へるのが本筋だろうと考えますが、私はもう一つやはり栄養改善という厚生政策的な見地及び将来の農業政策上の見地といったようなものも、私はやはり現実にもうすでに大きく配慮されつつございまして、考へてもしからざるべきものと思つております。教育上の効果につきましても、もう今日ではその事あらためて申し上げることもないと思ひますが、一つには精神的な問題として、子供が学校にいてはみんな同じように扱われる。学問の方も同じように教えられる。同じように学ぶと同時に、学校に行つて食べるものも同じものを食べるといふことが、教育の場におきまして……どうしても食べるだけ食べなければならぬというわけで、みんな金持のものも貧乏のものも同じものを食べるというところが教育の面において精神的に大事なことだと思つております。これが一点。

それからもう一つの問題は、やはり発育期にあります青少年の体育という見地からいいますと、やはりせめてまあ食べるだけでも子供のからだに合った食糧を食べて、発育の改善に資するというのが学校保健衛生上の見地と考へております。で、教育という面から申しました給食の価値というものの一番の主眼点は、この二つにあると思ひま

すが、そのほかに今日われわれが一般的な国民の体質改善という点から考へましても、米の過食でありますとか、それからそのほかいろいろの面におきまする栄養改善、食習慣の改善ということは非常に大きな問題でございます。

今日ではもう皆さんも御承知の通り、日本の国内で一番地域的に短命なのは秋田の米作地帯である。四十代になつて卒中が非常に多い、それは米の過食のせいだということは非常にわかつてはいるけれども、なかなかわかつていない状態でございます。こういうふうな面、平均的にバランスのとれた食事を、あえていいたくなくて、金がからなくて充ちた栄養をとるという厚生政策的な面から申しまして、これは一度できた食習慣というものは相当頑強になおらないものでございまして、こういう面から申しまして、学校給食で国民の食習慣を改めて、栄養改善、体質改善に資していくという効果というものは非常に大きいと考えられます。それが粉食の奨励であり、今日ではまた酪農を学校給食の面で非常に取り入れていくゆえんでもあると思ひます。私はこういうふうなことは日本の将来の農業政策の見地から言つて、何十年か後においてどういふ作物をどれだけ必要とするかということ、今日長期経済計画の面でもかなり細密に栄養分析という点から始まつて計画が立てられつつある、今度の国会におきましては農業基本法の法律が出ておるといふようなわけであります。が、これなんかにつきましても理屈を言うのは簡単であります、やはり理

屈の上で出てきた結果というものをほんとうに私は農業政策の面にまで高めよう、安定して実施に移して安定にいくように、安定した農業政策ができるというところをいいますまでは、どうしても私は、結局は、学校給食という面を大きく通じた国民の食習慣の改善という以外に実行の方法はないように考えております。いささかこの教育面の価値以外に少し広く触れ過ぎましたけれども、私はそういう総体的な見地から見ても、学校給食というものは相当大きな見地で、根強く普及をはかつていくべきものだと考えております。

○坂本昭君 さすが厚生大臣出身の文部大臣で非常に同感の意を私も表す次第であります。特にこのごろの学校教育というのは、隣の中華人民共和国などでは、半労半学というふうな、つまり日本だと教壇の上に教師が立って、黒板に字を書くというだけで教えております。ところが、中国では半分の半分はきわめて実務的な、たとえば工場へ行くとか、農場へ行くとか実際の労働を通じての教育、そういうような行き方をしている。それでソビエトもフルンチェフが新しい教育のコースの中でそういうふうに変えつつあるように私伺っているのではありません。日本の場合、たとえば戦争の最中に、若干それに似た形が、目的は違っているけれども、行われたことがあります。実際にこの道徳教育とか何とか言っても法を通じてやるよりも、私は給食の実務的な行為、たとえば当番の生徒がエプロンをかけ、マスクをかけて皆にサービスをする、そうして好き好きがあっても皆がそれを楽しく一緒に食

べる。そこに私は新しい道徳教育なり、あるいは団体教育なり、あるいは社会の共同生活の具体的な教育というものが、給食の中に非常に如実に現われていると思うのです。特に、今大臣指摘された通り、日本の食習慣の改善ということば、場合によれば何となくつなぐもので、私自身は、大飯食いのというのは大抵かやろうものとなるもので、つまり胃にたくさん詰め込めば頭の血液が胃に滞りていて、頭が貧血状態になるので眠くなる。農村では飯を食ったらずぐ寝てしまふ、勉強もできない、むしろ食生活の改善というところの中にデモクラシーというものの発達も含まれているのじゃないか、そういう点では大臣の御認識は非常にけっこうであると思っております。この際厚生大臣出身の文部大臣として、私のほかのことを言いません、少くとも、この給食問題について橋本厚生大臣が、さすがは厚生省から転じて文部大臣をやったけれども、給食だけについては非常に成果を上げた、そういうふうな私は一つの業績を残していただきたい、そういうふうな考えののです。ただ、従来の全般的な給食の指導がどうもまずいのではない、その点については一つ政府委員から一体どういふふうな指導しているか、それから今の文部大臣の、新大臣のお考えに基いて一体どういふふうな指導していくか、充実、改善それから宣伝ですか、どういふふうにするか、ちょっと説明いた

○政府委員(清水康平君) 先ほど御指

摘がございました通り、小学校の現在の普及率は六〇％に達しておりますが、都市は大体八〇％になっております。農村へいきますと三〇％程度でございます。それで、一番普及しておりますのは九〇％、九六％ぐらいまでいっておりますが、普及しております県は一〇％に達してない県すらもございまして。どうしてそこにある原因があるのだろうか。いろいろありますけれども、一つ考えられますことは、先ほど大臣からお話がございました通り、大体において米の豊富な土地はどうか普及率は悪うございまして、それがいろいろ方面に出て参りまして、たとえば給食に関する施設設備は設置者の負担になっておる。それに対して国が二分の一補助する。そういう規定があるわけでございます。それけれども、そういう場合に対します申請の歩合も割合少い、それはやはり米に依存しておる、こういう傾向があるのじゃないかと思うわけでございまして。私どもといたしましては、もちろん今後大臣の指示に、御意思によりまして、今後大いに考究していかなければなりませんけれども、今後給食を普及発展させるためには、どうしても農村地域にいかなければならぬところ、それから酪農の発達しているところがあるわけでございまして。それ、米の方でございまして、米のたくさん出ているところは比較的、率直に申し上げるわけでございまして、率直に申し上げるわけでございまして、率直に申しますと、食料経済に、必ずしもまだそこまですべておられない。米はたくさんあるけれども、給食は安いけれども

払いにくいというところもあるが、何と云っても、米がもうすべての尺度だという観念がございまして。たとえば弁当の場合に家から銀飯の米を持っていくのが一番いいのだというふうな……栄養の点からいいますと非常に劣っているところがございまして。それで、たとえば私も御参考のために申し上げるわけでございまして、弁当として考えられるのは目玉弁当、塩だけ弁当、ノリ弁当、都会では市販のコッペパンと牛乳というふうなものもございまして。それと、現在やっておる学校給食を比較してみますと、値段に安いは何と云っても学校給食の方が安いです。栄養からいって非常にいいのですけれども、その点はどうもまだ認識が不足で、その点私どもはより一そう普及していかねばならぬと思っております。それと同時に各県の教育委員会、特に設置者の啓蒙と申しますか、熱意と申しますか、その点をもっと振起して参らなければならぬと思っております。それ、それで、それならば予算は一体どうなっておるかという問題になるわけでございますが、施設設備につきましては昨年大体六百六十校予算上認められておるのでございまして、本年は七百三十校ということになっておるわけでございます。それで、その中にその施設、設備の要求を見ますと、い

まですべてから弁当を持っていた者が、今度はたとえば学校給食費は、認識も改まって、栄養もいい、安いと認識されまして、これは一応建前は給食費は父兄の負担になっておりますけれども、しかし私どもとしては、何としてこれを、給食費をなるべく上げないようにしなければならぬ。と同時に、半面その地方でもって給食費の伸びない一つの原因は、学校給食が安いかわりにまずいという評判も一部にはあるわけでございまして。先ほど大臣の御説明がございました通り、これから私どもは、栄養の充実をはかって参らなければならぬ。同じパンにいたしまして、ある地方へ参りますと非常においしいけれども、ある地方へ行くとおいしくない。食べつけないという関係もございまして、これは今度はその栄養の内容を改善していかねばならぬという気もいたしておるわけでございまして。もう一つは、栄養の立場からどうしてもこれを食生活の改善、そういう意味合いからも学校給食を普及して参らねばならぬのでございまして、それにはどうしても、率直に申しますと、先般もお話があったのでございまして、栄養士というふうなものを、少くとも理想の形として各学校に置くべきかもしれませんけれども、少くとも教育委員会には、本年はだめだったものでありますけれども、来年度からでも栄養士というものを教育委員会に配置いたしまして栄養の指導、普及、また衛生も加味させて参りたい、そんなふうに考えておる次第でござい

ます。それからこの栄養を改善して参りました。それから先ほど大臣のお話にございましたが、三十四年度はアメリカのグラントが三十三年度に比較しまして約半減するわけでございします。若干、大体今のところパンで五十銭くらい高くなる見込みでございします。しかしこれは、小麦粉のしつかりした計算は食糧庁で三月の終りころにならないとわかりませんけれども、そういうような理由でグラントが半減するという意味合いにおいて高くなるわけでございますが、そうして一番私どもがそれで心配いたしますのは、それに伴って要保護、要保護がそれだけ負担することになるわけでございします。それで先ほど米もお話ございましたが、従来学校給食につきましては、要保護につきましては一・五割だったわけでございします。今度七千四百万円増額いたしました、二割になったわけでございます。しかし、これは御承知のごとく、この学校給食の方はこれは設置者が二分の一以上補助した場合その半分ということでございまして、予算的には全額設置者が補助した場合その半分、その二割になっておりまして、計算いたしますと大体二・九割くらい。予算上では十五万くらいでございしますけれども、実際は二十二万くらいに上るわけでございします。私どもは今後これは教科書とかいろいろな方面に關係がございしますけれども、要保護児童の範囲をできるだけ広げて、その方面からも救って参りたいと思つてゐる次第でございします。

先ほどのお考えに基いてやられるならば、いろいろなほかに人件費をずいぶん回してゐるので、このようなものを削つても栄養士の人件費を確保して、そして実際に学校給食が徹底できるように少くとも大臣在職中にその基礎をぜひ固めていただきたいと思ひます。これはほかの大臣ではどうもいやることのできないことで、橋本文部大臣としての最大の義務であり任務であると思ひますが、いかがでございしますか。

○国務大臣(橋本龍伍君) ほかにいろいろなやりたいことがございしますけれども、給食の問題も重要だと思ひますので、そしてまたこの辺が一つのやほり何といひますか、今まで充実に参りましたものをさらに今後発展させるために一応見直す一転機であるかとも思ひますので、ちょうど農漁基本法が国会に出ました今日でもございしますし、あらためて十分に考えてみたいと思ひます。

○坂本昭君 実際、今の義務教育、特に小さな子供の小学校教育に關連して、今の給食の問題にも關連してきますけれども、大臣御承知の保育所の問題で、いわゆる幼稚園教育、日本の幼児教育の中で、保育所が特に給食のことについて非常な熱意を持って今までやってきた。これもやはり幼児教育といひますか、教育の面よりもこれは保育ですけれども、この保育の中には給食というものが非常に重要視されてゐる、この傾向は私は非常にいいことだと思ひます。ただ、政府の熱意がきわめて足りなくて、去年あたり保育所は措置費の改善方式のために非常に父兄の負担がふえてきたのですけれども、やはりこれは日本だけでなく、世界を

通じての幼年教育、幼児教育の中心としてこういう給食というものはいつも取り上げられなければならない。そういう点で、ほかの大臣ではどうも理解のできない点だと思ひますので、この点については橋本大臣御在任中にぜひとも基本的な構想をお立ていただきたい。そのことを願ひしまして、もう一つやはり橋本大臣でなければできないと思ひますが、実はこの前少し問題が出ておりましたが、義務教育の中でいつもやはり等閑視せられるのは長期欠席をやつてゐる子供たち、ことに養護学級の問題だと思ひます。これについては厚生省の方で来年度についてカリエスの子供が二百九十床、その費用を国で見るといふことが新しく実現できるといふ運びになっております。ところが、これはカリエスだけであつて、ほかに長期欠席の子供といふものはたくさんある。その中にはもちろん貧困な人もあるでしょうが、ちゃんと病院に入院して、これは大臣御自身御体験もおありのことです。それから十分御理解がいただけたと思ひますが、病院で長い療養をしてゐる子供に対する措置といふものがまだきわめて不徹底である、非常に義務教育もおろそかにせられてゐるという現状について、特に三十四年度の予算の中には文部省ではほとんど何も考えていないのではないかと思ふのですが、大臣のお考えを承わりたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) ただいまお話のございましたカリエスの問題にいたしまして、ただいま御指摘のございましたように今年度から新たに特別な経費を計上するということに相なりましたが、これも坂本委員前から御承知のように、予算的には病院關係の予算は厚生省の予算であつたり、あるいは民間の病院關係の経費であつたりしながら学校の経費は、また国なり地方自治体なりでめんどろを見る経費であつたのを、まあまいこと結び合せて、病院に小学校中学校の分教場を設けてやつてゐる施設が全国にかなりできてゐるわけでありまして、私も実は厚生省の予算を今年度組みます場合に、従来通りの厚生省は厚生省、文部省は文部省で病院と学校の整備をやつた形が結びついたらいいじゃないか。特別などうもあつた経費をやる意味があるかどうかといふことも問題にしたのでありますが、それはやはり従来の不十分な面もございします。新しいな見地から理想的な予算を取るのは大蔵省さえ認めてくれれば、一つの発展としてやりたいと思つて取つたわけでありまして、ただ、私といたしましては、そればかりでなく、カリエスの子供に対する教育の施設はことし初めてやつたのかといふと、そうでないで現在かなり行われつゝある。こういう点を見ますと、私は今年度新たに取つたカリエスの子供の教育の施設というふうな経費、あるいは取り方で将来予算を取つていくものか、あるいは従来取つておりました予算なり、あるいはそれだけの経費なりといふものをもう少し見直しをして、また今日の段階でも、もと長期欠席の子供の教育といふものはできるんじゃないかと私は実は考えておるわけでありまして、そこで比較的对象をとらえやすいのはカリエスの子供ないしは小児麻痺の子供であらうかと思ふのであります。私も将来の問題

といたしましては、一般の肢体不自由児なり、あるいは精神薄弱児なりの義務教育といふものを言ううあ程度まで義務設置でやつていくことをなすべく早い将来に望んで努力をいたして参らなければなりませんけれども、少し詰教養解消の問題等もございまして、一氣にできないといひまして、私はその間にもう少し、今日あります病院、療養所の施設なり、あるいは今日あります教育の制度なりといふものを結びつけて、もっと現状改善のできやしないかと実は考えておるたばかりで、それは申しまして、調査してみますとなかなか今日以上に進み得ないいろいろな支障があるかと思ひます。ただいま御指摘ございました点につきましては予算的に、あるいはそのほかの面で将来さらにこれを拡充いたして参りますことと、今日のままでももう少し工夫の余地がないだらうかといふ両面合せて至急検討してみたいと思ひます。

○坂本昭君 今の点は非常に大事な点でございまして、結核あるいは肢体不自由児の義務教育に対してこの機關が責任を負うべきか、たとえば今度のカリエスの子供については結核予防法で責任を持っていますけれども、厚生省が責任を持っていますけれども、これはむしろ義務教育という面を考えていくならば、文部省も責任を負うべきではないか。それから両方がはなかけ合ひで、結局しわ寄せされた子供を扱つてゐる病院自身が今までは非常な負担をこうむつてゐるわけなんです。この点について、私は義務教育という面で、文部省自体がこれを責任を負う、

そういうふうな法律案を作るなり、具体的な予算の獲得のために努力するなり、何かその辺の態度を一つははっきりしていただきたいのです。そうしないという、これはいつまでたっても解決するめが出てこないと思います。その点についてははっきりしていただきたいと思ひます。

○松永忠二君 関連して。大臣からでなくとも、今お話しした点は、少くも今の制度の中でも施設設備費を文部省が負担をしていく、それから同時に定員配置をしていく、分校として認めて定員配置をしていく、まだ解決ができるわけですから、ところが、施設設備費は文部省は出すことができないわけですから、従って国立の病院では療養的な施設としての施設はできないけれども、教育的な施設は実質はできない。従って国立の病院の中の費用を削って、教育施設をするために黒板も買えば、机も買わなければならぬ、というふうなことになる。現在の法律でも一体その辺のところを、施設設備を、とにかく教育をやる場合における施設設備を文部省が負担し、そうしてまたそれに必要な教員については定員配置をしていく、こういうふうなことができれば暫定的にも振興してゆくことができるわけですから、こういう点については、一つあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) 基本的な方針については、私から申し上げたいと思ひます。私はもう今回カリエスの子供の予算を組みます際にも考えたのでありますが、従来から申しましてやばり私は義務教育という面からまず療養中の子供に教育を与えるという面であつた。いま坂本委員からお話のありました問題につきましては、私はやはり何とか文部省がもっと責任を負うべきものじゃないかと私は考えております。で、現在までのところでは、まあ私病気をしておりましたのが四十年も前でございますが、全くそういう施設もございまして、それで、病院で寝たつきりでありました。実際は松葉づえをつきながら学校に入りたいたと思つても公立の学校はびつこは入れないというので、ほんとうにいじめ抜かれたわけでありました。その後だんだん世の中の空気も変わつて参りました。変わつては参りましたが、病院の子供たちとどっちかという、毎日見ている先生たちが結局この子を世の中に出すためになつておられるんだという感じからして、やはりなおしながら教育をしたというふうなことで、お話のございましたように、むしろやはり病院の側というものが非常に苦勞をして、そうして療育施設というものは文部省的な見地というよりは厚生省的な見地から出てきたと思ひます。まあ施設の発生の過程においてはそれでやむを得なかつたと思ひますが、今日でもやはり全国のあちこちの施設を見ます場合に、病院の方でいろいろ病院管理者が考へて、そうして自分のところはぜひ治療だけでなくて教育施設をつけたらいいというので施設をやつておつて、それを受けて地方の教育委員会なり何なりがごく親切なところはむしろ積極的に、そこに学校をつくましようと言ふし、中にはもうしなぶととして非常にめんどろくさがりな

がら、まあ三拝九拝しながらついても、つたりしており、それから私などが実は頼まれるのでありますが、国立の結核療養所の所長あたりが、自分のところに結核の児童が八十名おり、分校の開設を幾ら教育委員会に頼んでもやつてくれないから、何とかしてくれというふうなことの依頼を私昨年在任中にうけたことがございまして。このういふのはいけないと思ひます。で、私は今日だいま直ちに肢体不自由児や精神薄弱児等の義務教育について言ふと、同じような義務施設というふうなことをいきなりは私ではできないにいたしまして、何とかして今日の施設を活用し、今日の人を活用しながら、できるだけ病氣中の子供に義務教育を受けるための主導的な責任というものを文部省の側でもう少し考へて動いてみたらどうか、と実は考へておるのであります。私実はただいまお話のございましたような予算の経理の仕方でありましたとか、あるいは学校の開設なんかについても具体的な事情はあまりよく存じませんので、どういうところに支障があるのか、あるいはまた無理があるのかというところにつきましては、なお事務局から説明をいたさせたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいまお話の精神児童、肢体不自由児の教育についてはございしますが、一番重い者は今大臣がお述べになりました病院でやる者、この場合に厚生省が病院管理の責任をお持ちでございますので、私どもとしてはできるだけこれに教員を配当するように、学校教育法に基きまして教員配置の道がございしますので、府県の当局を奮勵いたしまして病院に教員を配置するように……この場合に、私どもは特別に派遣をするようにという依頼は教育委員会に出してあります。

それからそうでない、今のは特に重症の患者でございますが、重症でない軽症の者がございまして、これは養護学校に入れて教育をしているのでございします。養護学校につきましても、義務教育と同様に建物の補助もございします。教員の給与等についても二分の一、教材についても二分の一の補助をいたしております。昭和二十五年が三校でございましたが、その後累年非常に増加いたしました。昭和三十三年では二十八校を数えるに至つております。これは主として精神薄弱、肢体不自由、病弱等の者を入れた単独の学校でございします。

（速記中止）

○委員長(相馬助治君) 速記を始めて。○政府委員(小林行雄君) 肢体不自由児を取り扱う特殊学級のための施設につきましても、これは実際の事例はそれほど多くないのでございしますが、従来からも希望のあります向きに對しましては国から補助金を出してあります。三十四年度の分につきましても申し出ておるところもございまして、そういうものにつきましても十分審査をいたしまして、適格のものについては建物の補助金を出す予定にいたしております。ただ、従来そういった病院等における教育施設につきましても、設置者でありますところの市町村がそういう教育に特別の施設を作るということまでなかなか財政的な面が理由でございしますが、そういうところまで負担するということに踏み切る踏み切り方が弱いわけではござい





この点私はもっと文部省自身が義務教育という面、そうしてこの病気の面でもおられて、さらにそれが教育の面でもおられていく、二重の負担が将来社会にかかってくるのであって、これは普通の場合でもっと真剣に考えていただいて、この際文部省がまあ勤務評定やなんかでいつもけんかしてありますけれども、この点については私も援助しますよ、そういう点で誠意を示していただければ内務局長の教育に対する熱意に対しても敬意を払いいますから、もう少しこの点しつかりやっていたら、もう少しこの点しつかりやっていたら、特に大臣の、今の厚生省と文部省との所管争いについてははつきりしたものを付けていただきたことと、医療費に対しては、学校保健法などというものが出来た際です。それから、何かもう少し明白なお考えをお漏らした方がいい。その点です。

○国務大臣(橋本龍伍君) これは関係者のほんとうに真剣な協力が要る問題だと思ひますが、どつちかといえば、義務教育というものについては、責任を文部省で負っているわけでありまして、教育を現実に行っている子供に何か受けさせる方途がないかということにつきまして、現状を一つ前進するためにインシテツブをとるのは文部省の仕事だと思ひております。少し当ててみたいと思ひております。で、実は私昨年かなり療養所を歩いて見たのであります。実際には非常にうれしかったのであります。政府もまあ当局もなかなか熱心な人がおりますけれども、総合的な問題としては力を十分入れたかどうか、多少不安に思ひながら見て参ります。かなりやはり今日では相当大きな組織で、割合近代的な

お医者さんが管理に當つております病院では何とかしてやはり子供をまともで教育を受けさせたいという熱意が非常に旺盛でありまして、かなり割合に普及してあるように私は思つたのであります。従ひまして、もう少し文部省と厚生省で協力をいたしまして、府県内においてそうした義務教育段階の患者をもう少し集中して収容するような方法を何か考えて、どうせ寄宿舎へ入っているようなものなんですから、そうしてやつたならば、教育委員会もまた病院の側もあまり手間をかけずに現在でもかなりの効果が上がるのじやないか、そういう面でもう少し組織的に當ててみたいと思ひております。たまた、なかなか現実にはむずかしい問題もあるかと思ひますが、今日の努力で十分だと思ひますが、それから私自身としてはやはり当面の大きな問題が、あります。いろいろな問題はありますけれども、やはり不幸な子供たちに対して教育の機会を与えようという責任を持つて骨を折るべきものと思ひます。そのつもりでやるよう私としては考えてみることにいたしたいと思ひます。

○坂本昭君 ぜひお願いします。

○湯山勇君 今の問題につきましていろいろお話があつたわけですが、私はやはり現行のままではまだまだこの問題は解決しないと思ひます。それはどこに根本の原因があるかという、大きい療養所に来ている子供たちというのは、療養所のある市町村の居住民ではないわけですね。だから、その置かれている市町村長、市町村当局がこの問題については非常に冷淡です。そこ

で、かりに局長が言われたように、分教場ということにしても、その分教場へ持つていく機、腰かけ、教具、いろいろなものは余分のもので、その町村の子供たちのためには必要なものではない。それはもう全快した子供はその町村ではなくて、ほかの町村へ帰つて行きます。これに対して町村がそういうふうな冷淡ですから、県へ持つていく、県の場合、義務教育は市町村立でなければならぬ、こうなるから、県はそれはおれのとこじやないのだ、市町村に話せ、市町村は今のうちに自分のところではこぶです。で、今言われたように、かりに国立の療養所が犠牲を払つて部屋だけは提供しましやうと、こう言われても、持つていく機、腰かけがありません。教具が欠陥があります。これを現行法のワクの中でするということは、これは非常にむずかしいと思ひます。それから、教員配置をせよと言つても、分教場へ出ていく先生の選択というものは、これはまた非常に困難です。そこで今の現行法のワク内でこれを片づけていこうとしても積極的な協力は市町村にも県にも得られない、こういうことになると、大臣の御誠意があつたら、私はこういうことをやれないから、私は私は簡単にできるという方法があるのです。それは、こういう国立療養所の中に義務教育施設を設ける場合には、各県にそれぞれ、今幸いなことに、国立大学があり、国立大学の付属の小中がみんな各県にありますが、その国立大学の付属の小中学校の分校としてやればこれは施設の面に

においても大臣の責任において見られるし、それから教師の派遣についても国立学校の教員として文部省の定数の中であればこれは別に市町村に迷惑もかけない、県が冷淡になるということもないわけですから、そういう方法をとる以外に私はちやうと今の問題を解決する道はないのじやないかと思ひます。から、これはぜひ一つ大臣、私も、長年かかつてやつと昨年できたところに一つあるくらいで、この問題の解決は五、六年くらいかかります。おそろく坂本委員も松永委員もそういう苦労をしてこられたからあつた質問があつたと思ひますが、そういう国立大学の付属の分教場という形で処理されれば、これはこれはどうかわかりませんが、これも、来年からは簡単にできると思ひます。一つ大臣お考え願えないかどうか、この点ならば大臣もよくわかり願ひます。と思ひますのでお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍伍君) 大へんけつこうな御案のように思ひます。こういう問題についてはせいぜいやはり具体的な方策を策定して検討してみなければなりません。ただいまの御提言を十分心して、できたら実施をいたしたいと思ひております。

○坂本昭君 先ほど医療費の御返事がありませんでした。

○国務大臣(橋本龍伍君) これは、実は学校安全会法でもおそろく御審議の過程でお話が出て参ると思ひますが、先般来もお話が出ておりましたように、どのくらい程度学校安全会法で見えるか、そうしてその見る範囲としてたとえば入院加療を要する者と

そうでない者と、生活保護法と学校安全会法、政府でめんどろを見る仕組み等の問題があると思ひます。私もまだ頭に十分ございませぬけれども、学校安全会法にからみまして学童の傷害、疾病という問題について、ただいまお話をいたしましたことを直ちに返事をいたしかねますが、学校安全会法の将来ということは今後ともからみ合せて、お話のございした点について、今後なお検討してみたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) ちよつと、先ほど坂本委員の御質問に誤解があつたのではないかと、思ひます。私の発言も適当でなかつたと思ひますが、私が申し上げましたのは、入院加療を要する者とそうでない者と二つに分れると思ひます。大体精神薄弱児、肢体不自由児、あるいは身体虚弱児の対策として、普通の場合は小中学の特別学級でやる、その少し程度の重い者を養護学校でやる、この養護学校の設備を申し上げたわけですね。これが全国で二十八ある。私どもは各県にこれを一つずつ作るように奨励指導しております。この場合には建物の補助もございまして、教員の給与費の国庫負担も、教材の負担もある。それから入院加療を要する今の療養施設の問題ですが、その点をちよつと坂本委員が混同されたのではないかと、思ひます。私は入院加療と養護学校との違いを申し上げたわけですね。

○坂本昭君 その一番大事な点は、入院加療を要するところに実はたくさん入つていて、そうして子供たちが一番見捨てられていくという事です。そのことについて局長、どうも認識が不足じゃないかといつて私は指摘してい



○政府委員(福田繁君) お尋ねの点でございますが、これは憲法の解釈にもなりますので、実際問題では非常にむづかしい問題であろうと思います。

のではないかと思います、その点について局長のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員（福田繁君） もちろん御承

「理事中野文門君退席、委員長着席」

ておる人もありますけれども、やはり  
憲法の学者の権威者の中にこれと違  
見解をとっている人もあります。そ  
で、そういう権威者を集めてやるとい

訃誌を走したといふ例も聞いておりませんし、また昨年御審議を願いました全国的、国際的な体育団体に対して補助金を出し得る道を開いていただいた

昭和三十四年二月二十四日【参議院】

のでありますが、そういった問題についても現実のまだそういった事態も起っておりません。従ってこれは将来の問題でございまして、私どもはわかりませんけれども、そういったおっしゃるような紛争はまずまずないと思いますけれども、しかしながら考え方によりますと、この補助金の支出ということ、これは非常に大事なことでありますので、補助金の効果を高め、また、その的確な運用をはかるということ、これは必要なことだと思います。そういう意味におきましていろいろ意見を聞くことは、これは運用上の問題としては考え得る問題ではないかと考えております。

○湯山勇君 私がそういう心配があるということをしを申し上げたのは、局長の方から私にいただいた資料を見ましても、何々婦人団体、あるいは何々青年団体というようなものがずいぶんたくさんあります。で、これもお尋ねしたいんですけれども、実はPTAなんかからしても社会教育団体に入っております。ところが、PTA以外に今度は教育父母会議というようなものもできております。PTAは社会教育団体として局長の方でお認めになって、教育父母会議というのは認めないかどうか。こういうことがはつきりしておれば、これは問題は起らないと思いますけれども、教育父母会議もやはり社会教育団体である。それからPTAもまた社会教育団体である。こういうことになって、かりに補助を出すときにPTAには出したが一方には出さないとか、一方には出したが一方には出さない。こういう事態が、今のこの社会教育団体の性格から言ってですね、ずいぶんできて

お考えはいかがでしょう。

○政府委員(福田繁君) 伺っておりますと、何か、たとえば子供に菓子分けるように、Aの子供には幾つ、Bの子供には幾つというような感じがいたすのであります。私どもの考えておりますのは、国の予算でありますれば、予算書に載つて国会の議決を経たものである、地方公共団体におきましても、当然にそういった議会の議決を経た予算の執行になるわけであります。従つて、国の場合におきましても、地方の場合におきましても、やはり予算の執行の責任に当る者は、それぞれの主管大臣あるいは公共団体の長であるかと思います。従つて、そういう人たちが、法令及び予算の定めるところに従ひまして、適正にこれを運用するという責任があるわけでありますから、従つて、そういった、自分には少いといつて不平を言つたといつても、これは仕方がない。従つて、そういった問題が起きるから、何か機関が要るんじゃないかというような意味でございましてならば、私はそれは要らないではないか、それは文部大臣あるいは地方公共団体の長というものが、責任をもつて予算執行に当るべきものではないか、こういうふうに考えております。

○湯山勇君 そこが私と非常に違つてるところで、文部省の予算にいたしまして、たとえば社会教育特別助成金という事項はありますけれども、これはどこへ幾らということはきめられておりません。だから町村段階で、かにこういうふうな社会教育特別助成金というふうな一括した予算を組んで、そしてその中の分け方は理事者が責任をもつてやるということになりま

すと、結局これは力関係になつてくる。こういうこともないことはないわけです。国の費用の中には、明らかに、たとえばデビス・カップに出る補助とか、冬季オリンピックとか、はっきりしたものもありますけれども、こういうどんぶり勘定のようなことをやらないという保証はできないし、むしろその方が町村段階では多いと思うわけですから、そうすると、むしろそういう心配が一そう大きくなつてくる、こう考える方が至当じゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(福田繁君) 決して、おっしゃるようなどんぶり勘定ではないんでありますけれども、しかしながら、先ほど申し上げましたように、予算の執行をより公平に、よりの確にするという意味において、いろいろ各方面の意見を聞いて、責任者がそれを執行していく、そういう形はあり得るのじゃないかと考えております。従つてその際に、あらかじめそういった関係者なり、あるいは適当な人に御意見を伺つて予算を執行するということは、これは念には念を入れることでありますから、そういうことは差しつかえないと思つております。

○湯山勇君 今ので大体その点については意見の一致を見たと思ひます。ただ、局長にこの際お尋ねしたいことは、社会教育関係の法制局からきている回答は、私はこれはほとんど社会教育事業であると思うのですけれども、局長は、これらのことは社会教育事業ではないというふうに御判断になつておられるのでしょうか。

○政府委員(福田繁君) おっしゃる意味がよくわからなかったのであります

すと、結局これは力関係になってくる。こういうこともないことはないわけです。国の費用の中には、明らかに、たとえばデビス・カップに出る補助とか、冬季オリンピックとか、はっきりしたものもありますけれども、こういうどんぶり勘定のようなことをやらないという保証はできないし、むしろその方が町村段階では多いと思うわけですね。そうすると、むしろそういう心配が一そう大きくなってくる、こう考える方が至当じゃないかと思いたす、いかがでしょう。

が、もちろんこういった事業を社会教育関係団体はたくさんやっておりますから、従ってこういった事業も社会教育関係の事業だと考えるわけです。

○湯山勇君 法制局の方から参っている回答の各項目にあげている事業の大部分は、われわれの常識から言えば、社会教育事業であるというように考えられるのですが、局長は、これらはやっぱり社会教育事業ではないとお考えになられるかどうか、これをお尋ねしているわけです。

○政府委員(福田繁君) 先ほど申し上げた通りでありまして、これらの事業は社会教育事業と言えば社会教育事業と言っても差しつかえないと思っております。しかしながら、ものによりましては、単に社会教育関係の団体でなくて、一般の団体でもやるような事業も含まれております。

○湯山勇君 という意味は、これらの事業は社会教育事業と言えば言えないことはないということは、社会教育事業であるということを御肯定になつてゐるということになるのですか。

○政府委員(福田繁君) その通りでございます。

○湯山勇君 そうすると、これらの事業が社会教育事業だということになると、これはやはり憲法との関係は、必ずしも法制局の言う通りじゃなくて、社会教育事業であると、社会教育局長がそう言うのですから、社会教育局長がこれらは社会教育事業である、こう御認定になるものを、法制局が、これは憲法で言う社会教育事業でないと言っても通用しないと思いますが、これはいかがですか。

○政府委員(福田繁君) 私の申し上げ

○湯山勇君　そうすると、これらの事業が社会教育事業だということになると、これはやはり憲法との関係は、必ずしも法制局の言う通りじゃなくて、社会教育事業であると、社会教育局長がそう言うのですから、社会教育局長がこれらは社会教育事業である、こう御認定になるものを、法制局が、これは憲法で言う社会教育事業でないと言つても通用しないと思いますが、これはいかがですか。

○政府委員(福田繁君)　私の申し上げ

○政府委員（福田繁君） 私の申し上げ

○政府委員（福田繁君） 先ほど申し上げた通りでありまして、これらの事業は社会教育事業と言え、社会教育事業と言っても差しつかえないと思ひます。しかしながら、ものによりましては、単に社会教育関係の団体でなくとも、一般の団体でもやるような事業も含まれております。

○湯山勇君 という意味は、これらの事業は社会教育事業と言へば言えないことはないということは、社会教育事業であるということを御肯定になつてゐるということになるのですか。

○政府委員（福田繁君） その通りでございます。

が、もちろんこういつた事業を社会教育関係団体はたくさんやっておりますから、従つてこういう事業も社会教育関係の事業だと考えるわけです。

○湯山勇君 法制局の方から参っている回答の各項目にあげている事業の大部分は、われわれの常識から言えば、社会教育事業であるというように考えられるのですが、局長は、これらはやっぱり社会教育事業ではないとお考えになられるかどうか、これをお尋ねしているわけです。

○湯山勇君　そうすると、これらの事業が社会教育事業だということになると、これはやはり憲法との関係は、必ずしも法制局の言う通りじゃなくて、社会教育事業であると、社会教育局長がそう言うのですから、社会教育局長がこれらは社会教育事業である、こう御認定になるものを、法制局が、これは憲法で言う社会教育事業でないと言つても通用しないと思いますが、これはいかがですか。

○政府委員(福田繁君)　私の申し上げ

○政府委員（福田繁君） 先ほど申し上げた通りでありまして、これらの事業は社会教育事業と言え、社会教育事業と言っても差しつかえないと思ひます。しかしながら、ものによりましては、単に社会教育関係の団体でなくとも、一般の団体でもやるような事業も含まれております。

○湯山勇君 という意味は、これらの事業は社会教育事業と言へば言えないことではないということは、社会教育事業であるということを御肯定になつてゐるということになるのですか。

○政府委員（福田繁君） その通りでございます。

が、もちろんこういつた事業を社会教育関係団体はたくさんやっておりますから、従つてこういう事業も社会教育関係の事業だと考えるわけです。

○湯山勇君 法制局の方から参っている回答の各項目にあげている事業の大部分は、われわれの常識から言えば、社会教育事業であるというように考えられるのですが、局長は、これらはやっぱり社会教育事業ではないとお考えになられるかどうか、これをお尋ねしているわけです。

○湯山勇君　そうすると、これらの事業が社会教育事業だということになると、これはやはり憲法との関係は、必ずしも法制局の言う通りじゃなくて、社会教育事業であると、社会教育局長がそう言うのですから、社会教育局長がこれらは社会教育事業である、こう御認定になるものを、法制局が、これは憲法で言う社会教育事業でないと言つても通用しないと思いますが、これはいかがですか。

○政府委員(福田繁君)　私の申し上げ

○政府委員（福田繁君） 先ほど申し上げた通りでありまして、これらの事業は社会教育事業と言え、社会教育事業と言っても差しつかえないと思ひます。しかしながら、ものによりましては、単に社会教育関係の団体でなくとも、一般の団体でもやるような事業も含まれております。

○湯山勇君 という意味は、これらの事業は社会教育事業と言へば言えないことではないということは、社会教育事業であるということを御肯定になつてゐるということになるのですか。

○政府委員（福田繁君） その通りでございます。

念を入れてお尋ねいたします。この社会教育法によれば、社会教育事業を行う団体が社会教育団体、だから社会教育事業を行わない団体は、これは社会教育団体とは言わない、こういうことになりますね。

○政府委員(福田繁君) おっしゃるように、社会教育関係団体の定義であります。社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」とあります。従つて主たるそういった事業をやるものを第10条では規定いたしております。

○湯山勇君　そうすると、この法制局の方の回答にあげられているような各項目の事業というのは、社会教育関係団体の行う主なる事業が列挙されていると思うのです、見ますと。だからこういう事業を主としてやるのが社会教育関係団体であると、こう言うのが、私はすなおにこの社会教育法を読んだ読み方だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(福田繁君) この法制局の回答なるものは、これは教育の事業に該当するかしないかということ、御承知のように限界を回答しているわけなんです。従つて今おっしゃるような意味では必ずしもないのです。

○湯山勇君 それは必ずしもそうでない

体が主なる事業としてやっていることばかりだと思います。で、そういう事業のほとんどが、これは法制局が言うように社会教育事業でない、こういうことになる、一体、社会教育関係団体の主たる事業というものは何か、

こうなってくると、これ以外にはない、こういうことになるわけでございますから、そうすると、現行の社会教育法の精神と非常に違ったものが今度、は別個にある、こういう解釈をしなければ成り立たない、こうなってくるので、大へんおかしいことになりはしない、

いか、こう思うわけです。

○政府委員（福田繁君） もちろんおっしゃる点は、この社会教育関係団体の事業が、このあげております1から7までで全部尽きるかどうかは、これはわかりませんが、しかしながら、そこにあげております事業そのものは、これは社会教育法第十条に規定する団体が行う事業として法制局は見ているわけです。で、その事業そのものが、今

○湯山勇君　そこで、ここにあげて

解釈いたしておりません。この中の一つの事業でも、それが主たる事業として営まれております限りにおいては、やはり社会教育関係団体だと、こう考えております。で、その事業の範囲あるいは規模等は、これはそれぞれ

の具体的な団体について判別しませんでしたけれども、しかしながら、このほかに主たる事業があるような解釈にはならない。

○湯山勇君 主たる社会教育事業というものは、一体、局長はどういうことを念頭に置いておられるのでしょうか。

か。これらはいずれも社会教育事業でない。レクリエーションにいたしても、それから機関誌の発行にしても、あるいは宣伝啓蒙活動、こういうこともすべて社会教育事業ではないということになるば、一体何が社会教育事業かということが今度問題になってくると思います、具体的に。そして、それは非常に限定されたものになってしまうと思いますが、そういうもの

は、たとえばどんなものがあるでしょうか。

○政府委員(福田繁君) 御質問に当るかどうかわかりませんが、御承知のように、社会教育法の第二条は、社会教育の定義というものを掲げておりまして、「社会教育」とは、学校教育法に

○湯山勇君 そうすると、社会教育事業の事業まで含めたいいろいろな各種の事業がございます。そういった意味においては、社会教育関係の事業と申しますと、非常に広くなるのであります。

業というのには広狹二義ある。局長のお話から言えばですね。こういうふうにとつていいわけでしょうか。

○政府委員（福田繁君）　そうではございません。私が申し上げましたのは、社会教育の定義を申し上げまして、その社会教育に関連のある、あるいは関

係のある事業というものは、かなり広いということを申し上げたのであります。

○湯山勇君 この社会教育法二条、今お読みになった分ですね。社会教育法の第二条、それから言えば、今のような御解釈は出てこないのじゃないでしょうか。

○政府委員(福田繁君) 私はそう解釈いたしておりますが。

○湯山勇君　つまり体育、レクリエーションは社会教育の中に入るのですね。そういうことをすることは事業ですから、そうすると今の通りすなおにいけば、体育、レクリエーションも社会教育事業に入る、こう解釈する方がむしろすなおなのではないでしょうか。

入るわけであります。

◎湯山勇君 従つてこの体育大会をやるとか、レクリエーション大会を組織的にやるということは、これはやはり社会教育事業に入るのじゃありませんか。

りでございます。

○湯山勇君　ところが、この法制局の見解では、5 は当然これは社会教育事業に入らない、つまり競技会、体育大会、またはレクリエーション大会の開催は入らないと、こうなっております。

○政府委員（福田繁君）　それはその通りでございます。

○政府委員(福田繁君) この法制局の見解は、これは八十九条の教育の事業に入るか入らないかを言っているわけでありまして、社会教育に入るか入らないかを言っているわけじゃないま  
せん。

○湯山勇君 そこで今私の尋ねたのは、広い狭いという言い方をしましたけれども、そうでなくて、今度は今言われたように、社会教育法という社会

教育事業と、憲法にいう社会教育事業、これには今のように差がある、違いがある、概念が必ずしも一致していない。たとえば今のように、社会教育法によれば、明らかに競技会、体育大会、レクリエーション大会の開催は、社会教育事業に入る、しかし憲法の方

ではこれは入らない、こういう二つの見方があるというように解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(福田繁君) 憲法に言っておりますのは、社会教育を言っておるわけではございませんので、これは公けの支配に属しない、単なる社会事業を指しております。従って憲法上の教育事業と、社会教育法上の社会教育の事業とは範囲が違ふということをおっしゃるわけではございませんか。

○湯山勇君 そこで私の尋ねておることはだんだん明らかになって参りましたのは、教育という大きな概念の中に、学校教育、社会教育、あるいはもっとあるかもしれません。しかしとにかく概念的には、この教育という概念の中にいづれも含まれるものである。だから社会教育であろうが、学校教育であろうが、いづれも教育であつて、そういうことをやることは教育の事業である、こういう私は建前をとつておるわけです。だから社会教育事業に該当するものは、当然この教育事業に当る。社会教育事業ではあるけれども、教育事業ではないというものはあり得ない、こういう私は解釈をとつておるわけです。これは当然、文部省としてもそういう御見解をとるべきだと思ふのですが、その点はいかがでしうか。

○政府委員(福田繁君) 私どもの解釈は、法制局と全く同じに、憲法八十九条に言っておりますところの教育事業、公けの支配に属しない教育の事業、というものと、社会教育法の社会教育の範囲というものは違ふんだというように解釈いたしております。

○湯山勇君 範囲が違ふのはいいんで

す。それはもちろんおっしゃる通り違ひますが、たとえば、公けの支配に属しない教育事業、それから公けの支配に属しない社会教育事業、こういうふうにした場合には、その両者は、つまり公けの支配に属しない教育事業の中に、公けの支配に属しない社会教育事業が含まれる。それから教育事業という中には、もっと形容詞をのけて、一般的に教育事業という場合には、社会教育事業もその中に含まれる、こう解釈すべきではないか、こういうわけ

○政府委員(福田繁君) その点は全くそうだと思いますが、要するに、この公けの支配に属しない教育の事業の中に、社会教育も一部含まれているという、こういう意味だと思ひますが、そういう意味で、社会教育の中で、やはりたとえば学校類似の施設等におきまして、教える者と教えられる者と両方あつて、一定の教育目標に従つたカリキュラムがある。そういうものに従つた社会教育というものは、これはやはり今おっしゃいましたいわば狭い意味の教育の事業だ、それは憲法の八十九条の教育事業の中に含まれる、こういうような解釈をしておるわけでございます。

○湯山勇君 局長の言われることはわかりませうけれども、私が申し上げておる見解は、局長が全面的に法制局の見解をおとりになるということでしたから、そういうふうにおとりになる、今、私が申し上げたような矛盾が起つてくるのではないかと、それから、たとえば今の社会教育という概念の中に、レクリエーション、体育大会、これは現在、局長の立場からいへば、レク

リエーションも体育大会も競技会も社会教育の中に入っている。これは社会教育局長の立場において言われた場合には、そういうもので公けの支配に属しないと、これは局長が今御判断になるとすれば、これはどうも憲法上思わしくないのではないかと、御見解に立たなければならぬ。ところが法制局の方では、それらについては、これはつきり憲法上差しつかえないんだ、こういう見解をとつておられる。その辺にこういうふうな机の上で抽象的に考えたのと、それから実際に事に當つておる局長なり、あるいは実際にこの仕事に當つておる人たちの間に、こういう解釈ではそこを来たしてくるおそれがある、そういう場合があるのではないかと。そういうことを一度確かめておきたいと思つて今までの質問をしてきたわけです。これはおわかりいただいたでしょうか。

○松永忠二君 関連して、今、湯山委員から、いろいろ教育と社会教育の概念について話があつたのですが、一体、今いふような教育を、そういうふうには狭く解釈するということについては、どこに一体これは法律的な根拠があるのか、たとえば文部省設置法の第五十二条というところには、「教育(学校教育及び社会教育をいう。以下同じ。)」と、こういうふうに出ておる。それから教育基本法の中の教育というところについては、教育基本法の前文の中にいろいろ書いてあるが、根本において教育の力にまつべきものである。」「といふ、この「教育」といふものが非常に広く定義づけをされておるし、第一条「教育は、人格の完成をめざし、」という、第一条の教育の目的

もそういう解釈ではない。第二条「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」といふ、教育というものは、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならないということであつて、意図的に、計画的にやらなければ、これは社会教育でも、教育とは考えられないなどというふうなことは、現在、教育についていろいろ法律的にきめられておる概念にはないんで、私どもは、教育の中には、学校教育、社会教育、家庭教育が含まれておるものだといふふうな解釈をしておるわけですが、また、そういうふうな教育基本法にも、文部省設置法にも書かれておるんですが、それを特に憲法上の教育の事業といふものは、狭く解釈しなればできないという理由は私はないと思ふ。」「という法現との関連はどういうふうに考えられておられるんですか。

○政府委員(福田繁君) おっしゃるようには、それぞれの法規におきまして、「教育」とあるのは「社会教育」という字句を使われておりますが、たとえば教育基本法などの字句は、非常に広い意味に解釈されておると思ひます。また、社会教育法の社会教育の定義も、先ほど申し上げましたように、広く書いてございませう。これはまあ一般の社会教育そのものを、なるべく広くしうといふ趣旨で、立法当時からそういう書き方をいたしておると思ひますが、ただ先ほど申しましたように、憲法八十九条の公けの支配に属しない教育の事業の解釈でございませう。これは社会教育法あるいは教育基本法というふうな、そういう定義とは別個に、憲法の解釈上そういうものが出て

きておるわけでありませう。従つて、これは別に法律でそういう解釈つけたわけではございませうが、従来そういう解釈をとつておりました。

○松永忠二君 私はそうじゃなくて、憲法には、「公の支配に属しない」といふ、そこがつまり「公の支配に属しない慈善、教育」というところで、「公の支配に属しない」というところに慈善があるんで、その点で制約をされておるわけであつて、教育で区分けをしておるわけじゃ私はないと思ふんです。憲法の、公の支配に属しない教育の事業、そういうものにつまり問題があるんであつて、教育をここに狭く解釈して区別をするのではなくて、公の支配に属するか属しないかというところに問題があるんです。教育を狭く解釈しなればならない理由は、毛頭、憲法にもないはずだと思ふ。あくまで教育といふものは、正しくそういう教育概念を法律的に規定したものがつまり学校教育法であり、また文部省設置法におけるいろいろな教育であつて、あなたのおっしゃるやうに、教育を狭く解釈することは法的にどこにもない。憲法だけ教育を狭く解釈しなればできない理由は私はないと思ふ。ただ憲法で厳格に問題にされるのは、公の支配に属するか属しないかということが基本なのであつて、教育を狭くして、そこで区分けをする性質のものじゃない。それはどうなんですか。

○政府委員(福田繁君) これはおっしゃる点はよくわかりますが、憲法八十九条の「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し」という場合におきましては、私ども従来解釈いたしておりますのは、今お

しゃった公けの支配に属するか属しないかということが一つの要素であると同時に、教育事業そのものについて、その内容について、いろいろ判別あるいは厳格に解釈するかどうかという問題が二重にあると考えております。従って、この法制局の解釈等も、従来から公けの支配に属するか属しないかという一つの制約と、それから教育の事業であるかないかという制約と、二通りに解釈しておるわけでございます。

○松永忠二君 これは私は承服できません。八十九条というのは、どういふところと一体出ているのですか、財政というところに出ているのです。財政というところに出てきて、公金を一体どういふふうに使つか、使わないかというところが問題なんです。従って、公金というものは公けの支配に属さないものには使つてはいけません、そういうことを規定しているものであつて、教育を限界づけて、それに金をやつては悪いとか、ならないというのを規定したものでないのです。それはあくまで財政の章に明確にやつてあるものであつて、公金の使途を問題にしてはいるのです。だから公けの支配に属さないものに公金を出してはいけません、こういうことを規定しているものであつて、これが教育計画的に意圖的に行われておるのが教育であつて、そうでないものは教育でなくて、しかもこの教育は社会教育の中に含まれない。教育の中には社会教育のうちに外にあるものがある。教育の方が狭く、社会教育の方が広いのだ。そういうふうな解釈するものなのだと、そういう詭弁を弄することとは私はできないと思う。それならど

こに一体、社会教育の方が教育をそういうふうな解釈をする法律的な根拠が私はなければできないと思うのです。逆に私たちが言う教育は、家庭教育、学校教育、そして社会教育であつて、教育は単に計画的にやられるのではなくて、相互に関連して教育が行われ、あらゆる機会に、あらゆる場所において行われるものだといふふうに教育を規定してある、これはちゃんと教育基本法第二条に出ている。どこにもあなたの言う狭い解釈の教育という概念は出ていないのです。それは法的に何も規定してない概念を、憲法についてそれだけ規定するなどということは承服はできません。特にあなたが、この文章はそういう二段がまえの制約だなどというふうなことは、一体それじゃ財産というふうなこと、公金という、公けの支配に属さないといふことが中心問題であつて、そこを慈善といふことについてもいろいろ解釈があるのだ。教育についてもいろいろな解釈があるのだといふようなことになつてくると、これは大へんなことになる。だから私が申し上げるのは、公けの支配に属さないものについては、公金を支出してはならないといふことが中心であるといふこと、そういうふうな関係の条章であるといふことで、あなたの方の言う狭い意味の教育という概念はどこに一体規定しているのか、教育関係法規には、ないならないといふことがはっきりすればいいのですよ。あるならあると、どこにあると、そういう簡単なお答えを一つ聞かして下さい。

○委員長(相馬助治君) 速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記つけて下さい。

○松永忠二君 答弁をする前に一つ。まあいろいろ速記をつけずに間に委員長から意見がありました、かつて行政解釈もそういう解釈をしてきているのです。社会教育局では、私たちのような。ここに一九五四年の社会教育の現状という雑誌があるのですが、これは文部省が出したものです。そこにこういうことが出ています。『青少年団体としての主体性を確保し、自主性を伸ばすことを目的とし、これに対して政府より補助金を与えることを控えてきた。これは憲法、社会教育法の精神から当然のことであり、補助金によって統制的支配に陥ることを恐れるからであつた。』と、そういうふうな明確に書いてある。だから行政解釈として、そういう解釈を従前やつてきたんです。そういう面からも私は首尾一貫しない態度であるといふふうに言っている。そういう点をつけ加えて、そのほか、ここに社会教育の手引きもあるのがありますが、そこにもそれと類似のようないふことについて、そういう明確な、つまり文部省が、社会教育局の出されてるものに、そういう解釈をして、従前これを大切な問題として取り扱つてきているといふように私は指摘をしておきたいのです。

○政府委員(福田繁君) 松永委員の憲法八十九条に関連しての御質問でございしましたが、確かに財政の章に八十九条は規定されております。従って、公金その他の問題につきましては、財政支出の乱費を戒めるといふ点も確しかにこの規定の趣旨だと思ひます。しかしながら、私申し上げましたように、公けの支配に属するか属しないかといふことと、教育の事業の内容について、憲法の条章に適合するように解釈するといふのが、これはしていいのではないかといふように私は考えております。従つて私どもの解釈としては、法制局の見解に全く従つた以外にはないのをごいいます。それから、ただいま社会教育の現状といふパンフレットの問題がございましたが、確かにこの社会教育法のできました当時におきましては、この十三条の問題と八十九条の問題はいろいろ研究されておりましたけれども、現在のうちに、この八十九条と社会教育法第十三条との規定の差があるといふことは、はっきりいたしておりません。従つて、情勢の変化とでも申しますが、私どもは現実に社会教育関係の場におきまして、いろいろの団体に接し、団体の要望等も考えますと、十三条を改正した方がいゝといふような意味から、ここに改正案を作成したようなわけであります。従つて、今お述べになりましたパンフレット等もございしますけれども、相当事情も変わつておることを申し上げておきたいのでございます。

○湯山勇君 今私は教育事業といふ点で、これを区別していった場合に起つてくる矛盾を指摘して参つたわけですが、その面からやつて参ると、結局、社会教育法で言う社会教育事業、つまりレクリエーションとか、体育大会、これは社会教育局長は明らかに社会教育事業であるとお考えになつておると考えなければならぬように法律がきめてあるわけですから、ところが憲法の方では、この解釈をとればそれは除外される、こういう矛盾が起つてくる。これは今のような教育事業といふ観点からこれを推し進めていくから、そういうことになるわけである。こういうことをお認めになるかどうか。もしそれを認めになれば、それじゃ今度は、今、松永委員の指摘されたように、今度は公けの支配に属する属しない、この観点から、やはり私は憲法との問題を議論していかなければならぬ、こう思つておるわけですから、そこで一応、局長のこの段階までの御答弁をお聞きしておきたい、こう思ふわけですが。

○政府委員(福田繁君) おつしやるように、この体育、レクリエーションは社会教育だといふ定義を下してあります、法律上。しかしながら、これは社会教育法の目的からいまして、そういうものを社会教育として包括していく方がよろしいという観点から、これは包括してあるのでございます。従つて社会教育法の定義の目的と、憲法八十九条の教育の事業と規定いたしました趣旨とは、これは違ふものであろうと思ひます。従つて一部は重複する、重複すると申しますが、ダブつておりますが、しかしながら、今申しましたように、体育、レクリエーションの事業は、これは憲法八十九条の教育の事業には属さない、こういうふうな解釈されるのでございます。

○湯山勇君 その解釈は私は納得ができません。そういうことだと、これはもつとほかに重要な問題がたくさん起つてくると思ひます。そこでそれをやつておると、またむずかしいし、こういう議論は疲れますから、適当にきょうは委員長休憩にして下さい。

○委員長(相馬助治君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記を始めて。本日はこれをもって散会いたします。午後四時四分散会

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案(衆)

一、市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(衆)

一、公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項ただし書を削る。

第五十條第一項中「教諭」の下に「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」を削る。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 小学校、中学校及び高等学校には、特別の事情のあるときは、第二十八條第一項(第四十條において準用する場合を含む。)又は第五十條第一項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までは、養護教諭は、これを置かないことができる。

第三十三條の二 小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、第

二十八條第一項(第四十條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までは、事務職員は、これを置かないことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(衆)

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。以下第三条において同じ。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村(財政力その他の事情を勘案して政令で指定する市町村を除く。)立高等学校で」に、「のみを置くもの」を置くものに改める。

第三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四條とする。

第二条の次に次の「一」条を加える。

第三条 市町村(財政力その他の事情を勘案して政令で指定する市町村を除く。)立幼稚園の園長、教諭及び助教諭の給料その他の給与は、都道府県の負担とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「第一条及び第二条」を「第一条から第三条まで」に改める。

第三十九條の見出し中「校長」を「校長等」に改め、同条中「校長」の下に「並びに同法第三条に規定する幼稚園の園長」を加える。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

第二条 改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際、現に当該指定された市町村(以下この条において「指定市町村」という)の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下この条において「定時制課程」という)を置くもの(以下この条において「定時制高等学校」という)の職員である者のうち、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項又は第五十八條第一項の規定に基き任命されている校長(定時制課程のほかは通常の課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。)又は定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下この条において「第一項に規定する定時制

課程の校長等」という)は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四條の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下この条において「定時制課程の校長等」という)となつたものとする。

指定の際における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

5 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の第一項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとす。指定市町村は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定市町村の退職手当について、その者の当該指定の日前の第一項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間(当該在職期間に接続する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けるべきものを含む)を当該指定の日以後の当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

6 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の第一項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という)の適用を受ける職員(以下「都道府県職員」という)又は恩給法(大正十二年法律第四十八号)

2 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の第一項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該第一項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事実に係る懲戒処分に関して、は、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

3 指定市町村の指定前に第一項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執行すべき措置に関しては、なお、従前の例による。

4 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等(臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一條第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該

課程の校長等」という)は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四條の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下この条において「定時制課程の校長等」という)となつたものとする。

2 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の第一項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該第一項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事実に係る懲戒処分に関して、は、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

3 指定市町村の指定前に第一項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執行すべき措置に関しては、なお、従前の例による。

4 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等(臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一條第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該

課程の校長等」という)は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四條の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下この条において「定時制課程の校長等」という)となつたものとする。

2 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の第一項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該第一項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事実に係る懲戒処分に関して、は、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

3 指定市町村の指定前に第一項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執行すべき措置に関しては、なお、従前の例による。

4 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等(臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一條第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該



第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としての当該指定の日前の在職期間を当該指定市町村の退職年金条の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

7 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定市町村の退職年金条の適用を受ける職員（以下この条において「指定市町村職員」という。）としての当該指定の日以後引き続き在職期間を当該都道府県の退職年金条の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

8 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定市町村職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

9 第一項から前項までに定めるもののほか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

10 第一項に規定する政令の改廃に

より指定市町村が指定市町村でなくなつた場合において、定時制高等学校の定時制課程の校長等が改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となつたことに伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（幼稚園の園長等に関する経過規定）

第三条 この法律の施行の際、現に市（特別区を含む。以下同じ。）町村（改正後の市町村立学校職員給与負担法第三条の政令によつてこの法律の施行の際指定された市町村を除く。以下第二項から第九項までにおいて「市町村」という。）の設置する幼稚園の園長、教諭又は助教諭（以下「園長等」という。）である者は、別に辞令を発せられな

2 この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等であつて、この法律の施行前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該幼稚園の園長等である者に係るこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお、従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会（地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十八条第一項に規定する指定都市の教育委員会を含むものとする。）が懲戒処分を行うものとする。

3 この法律の施行前に市町村の設置する幼稚園の園長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

4 この法律の施行後における市町村の設置する幼稚園の園長等（臨時の者を除く。以下この項において同じ。）の定数については、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十一条第一項及び第二項の定数が定められるまでの間は、この法律の施行の際における市町村の設置する幼稚園の園長等の数によるものとする。

5 この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等であつて、引き続き当該幼稚園の園長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、当該市町村の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、都道府県は、市町村の退職手当を受けない者の当該都道府県の退職手当について、その者のこの法律の施行の日の当該市町村の設置する幼稚園の園長等としての在職期間（当該在職期間に接続する在職期間であつて当該市町村の退職手当を受けるときを含む。）をこの法律の施行の日以後の当該市町村の設置する幼稚園の園長等としての在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

6 都道府県は、この法律の施行の際現に市町村の設置する幼稚園の園長等である者が、引き続き当該幼稚園の園長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、当該市町村の退職年金条の適用を受ける職員（以下この条において「市町村職員」という。）としてのこの法律の施行の日の前の在職期間を当該都道府県の退職年金条の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

7 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該市町村の市町村職員となつた場合においては、当該市町村は、政令の定めるところにより、その者の当該都道府県職員としてのこの法律の施行の日以後の引き続き在職期間を当該市町村の退職年金条の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

8 市町村又は都道府県は、それぞれ、政令の定めるところにより、市町村職員又は都道府県職員としての在職期間が前二項の規定により都道府県又は市町村の退職年金条の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

9 第一項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う市町村の教育委員会から都道府県の教育委員会への事務引継及び市

町村の設置する幼稚園の園長等が改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下第十項において単に「県費負担教職員」という。）となつたことに伴い必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律の施行後、第一項に規定する政令により指定されている市町村（以下この項において「指定市町村」という。）が第一項に規定する政令の改廃により指定市町村でなくなつた場合又は改正後の市町村立学校職員給与負担法第三条の政令による市町村の指定があつた場合において、幼稚園の園長等が県費負担教職員となり、又は県費負担教職員でなくなつたことに伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）  
第四条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の地方団体の種類の欄の道府県に係る部分中  
「4 その他の教育費 人口  
一人につき 六二〇〇」を  
「4 その他の教育費 人口  
一人につき 九一〇〇」に、  
同表の地方団体の種類の欄の市町村に係る部分中「4 その他の教育費 人口 一人につき  
一〇九八八」を「4 その他の教

育費 人口 一人につき

九六 七九に改め、同条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第二条の政令で指定する市町村以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。

公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「政令で定めるところにより、就学させる児童及び生徒の心身の故障の区分に応じ、児童及び生徒の数を基礎として」を「身体不自由の児童及び生徒については二千円、精神薄弱の児童及び生徒については千四百円、身体虚弱その他身体不自由及び精神薄弱以外の心身の故障がある児童及び生徒については千二百円に、政令で定めるところにより、就学させる児童及び生徒のこれらの心身の故障の区分ごとの数を乗じて」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 2 昭和三十四年度までの国庫負担金については、なお、従前の例による。

二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案（高田なほ子君外二名発議）

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「併任」とは、いかなる任用の方法をもつてするを問わず、現に教育職員の職に任用されている者を、その職を保有させたまま、他の教育職員の職に任用することをいう。

第三条を削る。

第四条中「その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として」を「その休暇の期間を任用の期間として」に「臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならぬ」を「校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならぬ」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、臨時的任用及び併任以外の方法（産前産後の休暇をとる女子教育職員の職のうちに併任に係るものがある場合には、その併任に係る職については、臨時的任用以外の方法）によつて教育職員を任用し、その休暇の期間当該学校の教育職員の職務を行わせる場合は、この限りでない。

第五条中「前条」を「前条本文」に改め、同条を第四条とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」を「第三条本文」に改める。

3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第四条」を「第三条本文」に改める。